

第2回千代田区エリアマネジメント推進ガイドライン検討会 議事要旨

日時	令和4年10月31日(月) 15時30分～17時
会場	区役所4階401会議室
出席	10名(欠席1名)
議題	千代田区エリアマネジメント推進ガイドラインについて (1) 第1回検討会での意見対応について (2) 千代田区エリアマネジメント活動推進ガイドライン骨子(案)について

議事要旨

- 開会

資料説明(事務局より)

- (1) 第1回検討会での意見対応について
- (2) 千代田区エリアマネジメント活動推進ガイドライン骨子(案)について

- 資料1に基づき、第1回検討会での意見対応についてが説明された。
- 資料2に基づき、千代田区エリアマネジメント活動推進ガイドライン骨子(案)について説明された。

意見概要

- (1) 第1回検討会での意見対応について
- (2) 千代田区エリアマネジメント活動推進ガイドライン骨子(案)について

- P7の図について、地域団体等の活動について、町会、NPO等となっているが、商店街は入っていないか。商店街も明記したほうが分かりやすいと考える。
- P16の高松市の事例について、地元の方が交通管理者、道路管理者と協議してできたものであると考える。協議の際に、地域の方が負う責任について話し合いがされたと聞いている。地元の方に聞き、協議内容のポイントとなるところも書けると良いと考える。
- P7の活動の主体について、すべて清掃活動をするように見えて分かりにくい。もう少し団体のイメージを示せると良い。また、第2章の活動の事例に類型があるが、こことP7がうまく合致していない。整合性がとれると、定義と活動が一致できると考える。例えば7番のヨガ活動は、まちづくり団体としての活動だが、企業としての性質も持っている。3つの類型とすると性質が違うものや意図が読みとりにくいものがある。
- 公的な活動を誰がどのように認めるのか、申請者が誰かということは重要である。町会等が活動の一環として出すことは公的な価値があったが、今回の例で言うと民間の活動でも東京のしゃれた街並みづくり推進条例に基づくものと、企業の一活動では異なると考える。企業からすると、何が違うのかということになるので、それを表現する必要がある。一方、厳密にしすぎると公的な認定が必要になってしまう。ウォークブルまちづくりデザインでは、公的な認定でない民の活動も認めて支援していこうということだったので、それが区民にも行政にも分かりやすく示せるとよい。
- 地域団体等は公的な活動の主体としてある程度認められているが、企業はグループと地域団体の両面を持っていると考える。エリアマネジメント団体は地域の受け皿となる面を持つ一方、自分で活動する面の両面があると考えられる。
- このガイドラインが行動を起こしていく個人向けなのか、行政へのメッセージなのか、エリアマネジメント団体への期待

なのかを明確にした方が分かりやすい。P7・8 において、エリアマネジメント団体は大小様々な団体があるため、しっかり示した方がよいと考える。エリアマネジメント団体は一定の代表性があると言われており、それがあからさまな公的な取り組みの主体として認められている。そのレベル感の違いを分かりやすく提示するのがよいと考える。

- P8 の官民のチャレンジについて、官民で共通の将来像を持つことが肝要であり、一緒に何の意味があって連携するのかを設定するのがこのガイドラインの役割と考える。エリアマネジメント活動の展開として、懇談会を例としているが、官民で共通の将来像を作っている点がまさにポイントと考える。道路空間の活用についてもエリアマネジメント団体が窓口になり、基本指針を作っている。チャレンジの先の仕組みを作るところまで示した方がよいと考える。
- エリアマネジメント活動の納得感をどう醸成していくかが重要だと考える。そのため、エリアマネジメント団体の公的な性格について整理していく必要があると考える。活動についても営利・非営利の両面があり、収益や賑わいの還元先も様々な種類がある。それをマトリックスとして整理できればよいと考える。
- 官と民の連携で難しい点として、保険の話もある。エリアマネジメント活動におけるリスクのあり方についても示せばよいと考える。
- 原則禁止になっているものに対して許可を出すということはリスクが高くなる。ゼロリスクではないが、様々な保険等をつなぎ、リスクを下げることは、今までできなかったことをできるようにするサポートとして重要である。事例紹介についてはイベント系のもが多いが、公共空間の日常利用でどのようにリスクマネジメントをしているかについてももう少し盛り込んでいただきたい。また、今後の展開として、リスクを乗り越えるために必要なことを具体的に議論できるような記載が第 6 章に必要である。
- P7 の図について、姫路市の歩行者利便増進道路の議論では、包括占有者とその他の道路活用者の整理があり、また、道路の占有主体になりうる主体は慣例的に決まっている。豊中市の事例では、行政と企業が包括協定を結び連携しているが、包括占有者は行政となっている。このような状況に個人が割って入るのは現実的に難しいと考える。個人が入るためには、ライセンスのようなもので許可するか、包括占有者が間に入るかが現実的なものだと考える。
- 地域のお祭りの企画者と、そこで店を出店する人の関係がガイドラインで見えると分かりやすいと考える。
- 個人のチャレンジをエリアマネジメント団体が受け止める必要があることを示せるとよい。学生の中にはワークショップ等に意欲的な人がいるが、誰に頼ればよいのか、どう具体化すればよいのか難しいのではないかと考える。そういった学生等がチャレンジできるよう、活動する意欲はあるが、実現する方法が分からない人に対して、受け止める場所があることを示せるとよい。
- 学生の考えや意見は小さいかもしれないが、地域に大きく貢献できることもあるため、形になればよいと考える。
- 区内で著名な作家がグラフィティを書いて消されてしまったことがある。許可申請された活動ではないが、賑わいに資する可能性や、そこから新しいコミュニティが生まれる可能性がある場合に、いずれは消されるとしても、いい形として活用できるのではないかと考える。一方、公的な価値があったとしても、そのようにゲリラ的に行われた活動に対してどう対応するべきかを考える必要がある。
- ビエンナーレなど、まちなかでアートが展開されることは許容されてきているが、合意形成や共通理解が必要だと考える。エリアマネジメント団体が地域特性を踏まえ、そのような活動をどこまで許容するのかをまとめられるとよい。タクトカルアーバニズム的には違法なものからはじまることもあるが、現実としては地域の中で丁寧に説明して考えを育てる必要がある。
- 受け止め方が多様な中、議論の場をつくるのが大事だと考える。行政が設置する委員会では遵法が基本になるが、まちがどう考えるかは別であると考え。渋谷では、NPO 法人が合法的な壁「リーガルウォール」をつくり、活動を斡旋していくような動きがあり、グラフィティを線引き・仲介する活動があった。直接的に法律を判断する官ではない動きがあり、遵法の中でもその間に入る方法がある。一方、グラフィティは所有者がいるため、そこを前提とした話

と考える。

- 継続的な議論が重要だと考える。ウォークアブルまちづくりでも、まわりがどのように判断するかで公的な価値が決まるという考えがあるため、公的な価値について丁寧に議論する場をつくっていくことが大事だと考える。それを行政が全て準備するのではなく、エリアマネジメント団体が行うことで、エリアマネジメント団体に代表性がついてくるとよいと考える。
- 手続き等を整理した際に、これしかできないと見られるのはよくないと考える。第 6 章の終わりにワンストップ窓口があるが、横浜市も協創フロントというワンストップ窓口をつくっている。ガイドラインに掲載されているものに当てはまらないものはどうしたらよいか、Yes /No だけではなく対話の場がセットになっているとよいと考える。
- 事例として、東京のしゃれた街並みづくり推進条例で団体登録をする際に、4 つのビルをまとめて登録しているものがある。個人、グループなど多様な活動を取りまとめることができることを見える化できればよいと考える。一方、多様な活動・意見について両立できないものをどうするかが難しいと考える。
- 個人やグループをエリアマネジメント団体と連携させる支援だけでなく、それを受け止めるエリアマネジメント団体の支援も大事であると考え。単純にエリアマネジメント団体に受け止めさせるだけでは、準公的団体としての代表性が機能しなくなる。これらについて丁寧に記載ができるとよい。
- 個人・グループが事を起こすのと比べて、町会は何をするにしてもハードルが低く、個人・グループの課題はあてはまらないと感じた。ただ、個人やグループの何かやりたいという声に対して、町会として力を貸していくようなスタンスを持っている町会もある。
- 町会のような公的団体のアドバンテージを活かしているいろいろな活動ができているところもあると考える。そうでない町会では、町会と個人・グループ等を結び付けられると、地域で価値のある活動を展開できるようになると考える。
- エリアマネジメント団体のような活動をしている町会もあり、そうでない町会もある。個人の受け皿を作るにあたり、活動ができている組織の活動を違う組織でも運用できるのかということがポイントだと考える。
- 活動主体を問わずチャレンジしてほしい一方で、プレイスメイキングを実施する際は地域の理解がないと難しいと考える。地域の QOL が向上するということの地域理解をどうするのかを、個人に任せるのではなく区も一緒に考えていくことが大事であり、しっかり示す必要がある。
- 第 4 章の制度について、誰が使えるか、いつ使えるのかは記載したほうがよい。全体のフローまたは見取り図があると分かりやすい。保険や防火等、種類ごとに番号を分けて示すと見やすいと考える。
- WEB でチェックボックスをチェックすると、利用できる制度がある程度見られるような仕組みがあるとよいと考える。それがあるとサービスとして分かりやすい。

その他

- 資料 3 に基づき、検討のスケジュールが説明された。
- 第 3 回検討会は 12 月 20 日（火）に開催。

閉会